

愛知労働局発表  
平成28年11月28日

【照会先】

愛知労働局労働基準部安全課  
課長 三好了  
主任安全専門官 高橋建次  
(電話) 052-972-0255

報道関係者 各位

**愛知労働局長自らが建設現場をパトロール**  
～「職場の年末安全衛生推進運動」を展開します～

愛知労働局（局長 木暮 康二）では、年末の繁忙期において労働災害が多発することから、12月1日から31日までを「職場の年末安全衛生推進運動」期間として、死亡に至る重篤な災害を始めとした労働災害の防止のため、各事業場における安全衛生対策の徹底を目指し、各種活動を展開します。（趣旨等は、別紙1「実施要綱」、別紙2リーフレットを参照してください。）

運動期間中の主要活動として、愛知労働局長自らが下記の建設現場をパトロールし、災害防止を指導することとしています。

当日の工事現場パトロールにおいては、木暮労働局長より現場の作業員150名に対して、墜落・転落災害防止など、適切な安全衛生作業について指導することとしています。

記

日 時 平成28年12月1日（木）午前9時30分より11時まで  
パトロール場所 三菱電機(株)名古屋製作所第二FA開発センタ(E1棟)新築工事  
所在地：名古屋市東区矢田南5丁目102番1（三菱電機(株)名古屋製作所内）  
施工者：鹿島・大日本土木共同企業体

**パトロール実施者**

労働局：愛知労働局長、安全課長、安全専門官  
監督署：名古屋北労働基準監督署長、安全衛生課長、安全専門官  
災防団体：建設業労働災害防止協会愛知県支部長、事務局長、  
同上 名古屋北分会長、分会役員 ほか

以上のほか、12月8日には愛知労働局長、名古屋南労働基準監督署長、津島労働基準監督署長らが港湾貨物運送事業労働災害防止協会名古屋支部と合同にて名古屋港の荷役現場への安全パトロールを予定しています。（荷役現場は取材陣の方々への安全確保が困難なため取材対象としておりません。）

参考：最近の労働災害発生状況は別紙3のとおり。

# 平成 28 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・労働基準監督署

## 1 趣 旨

愛知県内における労働災害の死亡者数は、昨年平成 27 年に過去最少を記録したものの、なお年間 48 人の尊い命が失われました。休業 4 日以上之死傷災害については、近年増加傾向にあったものが、平成 27 年には増加傾向に歯止めが掛かり減少に転じたものの、6349 人が被災しています。本年の死傷者数は昨年同時期とほぼ同数で推移しており、平成 29 年に被災者を約 5400 人以下に減少させることとする目標達成が困難なことが危惧され、安全衛生管理活動の更なる推進により、災害防止を図ることが必要となっています。

このような中、年の瀬を迎える慌ただしさの中で、不幸な労働災害により、働く仲間の誰一人としてケガすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進と定着による労働災害の防止を図るため「平成 28 年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

## 2 推進スローガン

「 無災害 みんなで迎える 明るい新年 」

## 3 職場の年末安全衛生推進運動目標

論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害の防止

## 4 平成 28 年度 職場の年末安全衛生推進運動 実施期間

平成 28 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 12 月 31 日

## 5 主 唱 者：愛知労働局・各労働基準監督署

## 6 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公助)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(-社)日本ボイラ協会愛知支部、(-社)日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

## 7 主唱者及び協賛者の実施事項

- ( 1 ) 局署幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロール
- ( 2 ) 職場の安全衛生推進運動啓発のポスター・リーフレット配布等広報
- ( 3 ) 事業者の行うリスクアセスメント等への支援・指導

## 8 事業者の実施事項

- ( 1 ) 経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
- ( 2 ) 危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法による災害防止対策
  - ア 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」による対策検討
  - イ 職場内で使用される化学物質の安全データシート（SDS）情報に基づく管理
  - ウ 応急対策のまま、リスク対応が先送りされている箇所の恒久対策処置
- ( 3 ) 学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
- ( 4 ) 学生アルバイト始め未熟練労働者への OJT による安全作業方法の習熟訓練
- ( 5 ) 腰痛予防、薬傷防止等化学物質対策、過重労働防止・メンタルヘルス対策等の推

# 無災害

## みんなて迎える明るい新年

運動期間  
12月1日  
~31日

はる  
新年は すぐそこ。

当たり前の毎日。働く仲間たちの、ありふれた言葉  
「行ってきます」と「ただいま」  
そんなあたりまえが いつまでもあたりまえであるために  
明るい新年を迎えたいから。

職場の年末安全衛生推進運動  
愛知労働局・管下労働基準監督署



# 平成 28 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・労働基準監督署

## 1 趣 旨

愛知県内における労働災害の死し者数は、昨年平成 27 年に過去最少を記録したものの、なお年間 48 人の尊い命が失われました。休業 4 日以上死傷災害については、近年増加傾向にあったものが、平成 27 年には増加傾向に歯止めが掛かり減少したものの、6349 人が被災しています。本年の死傷者数は昨年同時期とほぼ同数で推移しており、平成 29 年に被災者を約 5400 人以下に減少させることとする目標達成が困難なことが危惧され、安全衛生管理活動の更なる推進を図る必要となつています。

このようなか、年の瀬を迎える糧ただしさの中で、不幸な労働災害により、働く仲間の一一人としてケガすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進と定着による労働災害の防止を図るため「平成 28 年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

## 2 推進スローガン

「 無災害 みんなで迎える 明るい新年 」

## 3 職場の年末安全衛生推進運動目標

論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害の防止

## 4 平成 28 年度 職場の年末安全衛生推進運動 実施期間

平成 28 年 12 月 1 日 ～ 平成 28 年 12 月 31 日

## 5 主 唱 者：愛知労働局・各労働基準監督署

**6 協 賛 者：**中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスマスター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知県支部、(財)愛知労働基準協会、各市区労働基準協会、(財)建設労働安全衛生技術センター、(財)愛知労働基準協会、各市区労働基準協会、(財)日本クレークン協会、(財)安全技術協会愛知県支部、(社)日本ボイラ協会愛知県支部、(財)日本クレークン協会愛知県支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知県支部

## 7 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局若幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロール
- (2) 職場の安全衛生推進運動啓発のポスター・リーフレット配布等広報
- (3) 事業者の行うリスクアセスメント等への支援・指導

## 8 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
- (2) 危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法による災害防止対策
- ア 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」による対策検討
- イ 職場内で使われる化学物質の安全データシート (SDS) 情報に基づく管理
- ウ 応急対策のまま、リスク対応が先送りされている箇所恒久対策処置
- (3) 学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
- (4) 学生アルバイト始め未熟練労働者への OJT による安全作業方法の習熟訓練
- (5) 腰痛予防、乗傷防止等化学物質対策、過重労働防止・メンタルヘルス対策等の推進

# 平成 28 年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請

平成 28 年

愛 知 労 働 局 長

労働災害による休業 4 日以上の被災者数は、増減を繰り返し毎年約 6500 人が死傷している状況にあり、これら労働災害による被災者を減少させるためには、危険源の性質に着眼してリスクアセスメントの手法を用い、論理的な安全衛生管理を推進・定着させ、各作業における確実な労働災害防止対策を図る必要があります。これから迎える年末の繁忙から来る注意散漫や女衛生対策の不徹底から発生する労働災害を防止するため、下記の対策への取り組みをお願いします。

## 1 全業種の事業場で取組む事項

- (1) 経営トップが安全衛生管理方針を作業者に押し所信表明し、運動期間中に職場巡視を行うなど職場の安全衛生対策への積極性を示し、作業者の安全意識高揚のための啓発を実施。
- (2) 設備・機械等の危険源の性質ごとに安全衛生対策が適切に講じられているか、リスクアセスメント手法等を用いた対策状況を確認し、より安全な対策への移行が図れないかを検討。
- (3) 「故障中」、「要修理」等の表示のまま放置された設備や、仮囲い、三角コーンやトラロープでの区画による接近防止のための応急対策のまま、大きなリスクを放置しているような箇所への適切な恒久的安全衛生対策の実施。
- (4) 職場で使われている化学物質について、譲渡者・提供者等から安全性データシート (SDS) を入手し、その SDS 情報を利用した、ばく露防止等安全な取扱い方法や異常時の対処方法等の教育、保護具の点検などの安全衛生管理の実施。
- (5) 各作業員による安全衛生作業マニュアルの再読・再確認による安全作業手順の遵守。
- (6) 時節柄、積雪・道路凍結等自然環境への対応として靴等の滑り止め、冬用タイヤへの換装、チェーン等の準備。
- (7) 腰痛予防、過重労働防止、メンタルヘルス対策等の推進

## 2 業種毎で取組む事項

- ア 製造業・商業・接客娯楽業  
冬休みにおける学生アルバイトの就労増加、年末年始の繁忙対応のために採用されるパート等臨時作業員などへの就業時の安全衛生に関する雇入れ時教育の確実な実施と、未熟練な作業員への OJT による安全作業方法の習熟訓練の実施等。
- イ 建設業  
年度末竣工等をひかえ、入場作業員が増加する傾向にある年末に、繁忙のため新規入場者教育が割愛されることがないよう、業界として教育の徹底と、安全な作業床と昇降設備の確保を前提とする墜落防止対策の徹底。  
ウ 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業  
年末用品等の配送増加など繁忙が予想され、長時間運転等による過重労働の発生抑制のほか、交通労働災害防止対策のためのガイドライン、荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく管理の徹底。

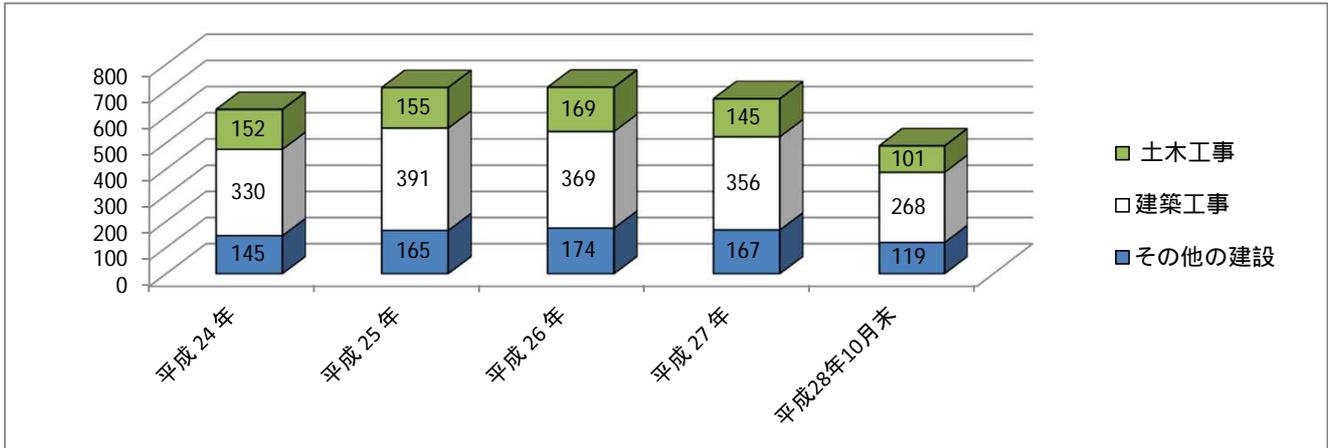
## 愛知労働局管内死傷災害発生状況(平成28年10月末現在)

業種	年別	平成28年	平成27年同期	平成27年同期比	増減率
製 造 業		1,391 ( 7 )	1,423 ( 6 )	-32 ( 1 )	-2.2
食 料 品 製 造 業		289 ( 2 )	311 ( 0 )	-22 ( 2 )	-7.1
化 学 工 業		91 ( 0 )	110 ( 0 )	-19 ( 0 )	-17.3
鉄 鋼 業		67 ( 3 )	53 ( 1 )	14 ( 2 )	26.4
金 属 製 品 製 造 業		273 ( 1 )	291 ( 3 )	-18 ( -2 )	-6.2
一 般 機 械 器 具 製 造 業		103 ( 0 )	107 ( 0 )	-4 ( 0 )	-3.7
輸 送 機 械 等 製 造 業		164 ( 0 )	154 ( 0 )	10 ( 0 )	6.5
上 記 以 外 の 製 造 業		404 ( 1 )	397 ( 2 )	7 ( -1 )	1.8
建 設 業		488 ( 4 )	510 ( 13 )	-22 ( -9 )	-4.3
土 木 工 事 業		101 ( 1 )	102 ( 2 )	-1 ( -1 )	-1.0
建 築 工 事 業		268 ( 3 )	280 ( 8 )	-12 ( -5 )	-4.3
そ の 他 の 建 設 業		119 ( 0 )	128 ( 3 )	-9 ( -3 )	-7.0
陸 上 貨 物 運 送 事 業		623 ( 5 )	679 ( 6 )	-56 ( -1 )	-8.2
道 路 貨 物 運 送 業		554 ( 5 )	597 ( 6 )	-43 ( -1 )	-7.2
陸 上 貨 物 取 扱 業		69 ( 0 )	82 ( 0 )	-13 ( 0 )	-15.9
小 売 業		523 ( 3 )	458 ( 3 )	65 ( 0 )	14.2
各 種 商 品 小 売 業		88 ( 1 )	69 ( 1 )	19 ( 0 )	27.5
新 聞 販 売 業		86 ( 1 )	81 ( 1 )	5 ( 0 )	6.2
そ の 他 の 小 売 業		304 ( 1 )	284 ( 1 )	20 ( 0 )	7.0
上 記 以 外 の 小 売 業		45 ( 0 )	24 ( 0 )	21 ( 0 )	87.5
通 信 業		102 ( 0 )	93 ( 0 )	9 ( 0 )	9.7
社 会 福 祉 施 設		239 ( 0 )	207 ( 0 )	32 ( 0 )	15.5
飲 食 店		188 ( 1 )	180 ( 0 )	8 ( 1 )	4.4
清 掃 ・ と 畜 業		244 ( 1 )	221 ( 2 )	23 ( -1 )	10.4
上 記 以 外 の 事 業		843 ( 7 )	862 ( 4 )	-19 ( 3 )	-2.2
合 計		4,641 ( 28 )	4,633 ( 34 )	8 ( -6 )	0.2

( )内は死亡者数で内数である。

前年同期比 100.2%

## 愛知県における平成24年から平成28年10月末までの建設業の災害件数推移

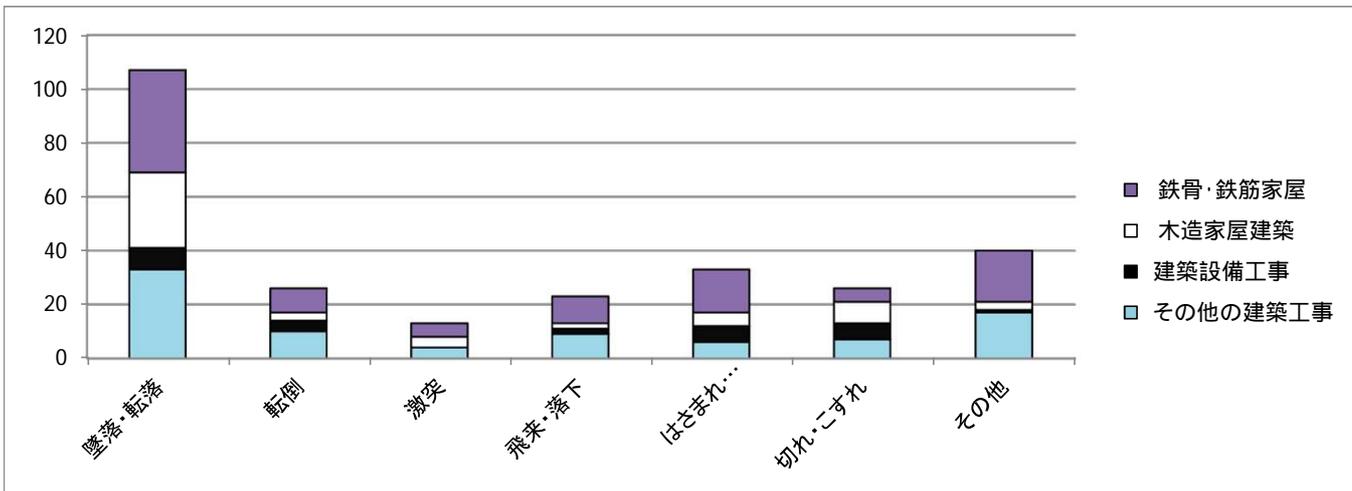


業種	発生年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年10月末		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
土木工事	2	150	152	8	147	155	6	163	169	3	142	145	1	100	101			
建築工事	5	325	330	6	385	391	10	359	369	7	349	356	3	265	268			
その他の建設	5	140	145	2	163	165	3	171	174	8	159	167	0	119	119			
建設業小計	12	615	627	16	695	711	19	693	712	18	650	668	4	484	488			

この労働災害統計は、事業場から報告される労働者死傷病報告書の休業4日以上災害を集計したことから、建設業の災害を抜粋したものです。建設業における災害(死亡災害+休業災害)は平成24年に700人を下回ったものの、平成25年26年と700人を超え、昨年平成27年は再度700人を下回りました。建設業の災害は、その5割以上が建築工事で発生しています。建設業の死亡災害の被災者は、平成21年に10人の過去最少となったものの、その後は毎年10人以上被災し、平成27年も18人の尊い命が失われています。

平成28年10月末は死傷災害件数が前年同期より減少しましたが、第12次防の目標が参照する基準年である平成24年の災害件数よりは未だに多く発生しており、平成24年比15%減の目標達成に向けて更なる取組が建設業では必要とされます。

## 平成28年10月末までの建築工事業の死傷災害(死亡+休業)268件の事故の型別分類



建築工事細分類	墜落・転落		転倒		激突		飛来・落下		はさまれ 巻き込まれ		切れ・こすれ		建築工事全体	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
鉄骨・鉄筋家屋	38	(2)	9	(0)	5	(0)	10	(0)	16	(0)	5	(0)	102	(2)
木造家屋建築	28	(1)	3	(0)	4	(0)	2	(0)	5	(0)	8	(0)	53	(1)
建築設備工事	8	(0)	4	(0)	0	(0)	2	(0)	6	(0)	6	(0)	27	(0)
その他の建築工事	33	(0)	10	(0)	4	(0)	9	(0)	6	(0)	7	(0)	86	(0)
建築工事合計	107	(3)	26	(0)	13	(0)	23	(0)	33	(0)	26	(0)	268	(3)

労働災害統計は、暦年(1月から12月までの発生)で集計しており、平成28年10月末までの建設業における労働災害の5割以上を占める建築工事の被災者268人がどのような事故の型で多く被災しているかを示したものが上のグラフおよび表(こちらの表は休業と死亡を合わせた死傷数と死亡を右側にカッコで再掲したものです)です。

建築工事の中では、鉄骨・鉄筋家屋建築が約4割を占め、また、事故の型別では墜落・転落による被災が4割を占めており、建築工事でもっとも多い災害が墜落転落災害であることがわかります。